

葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集要項

- 申込み受付期間 平成25年1月15日(火)～平成25年2月15日(金)
- 申込み受付方法 下記申込・問い合わせ先への郵送(平成25年2月15日(金)の消印のあるものまで受け付けます。)又は葉山港管理事務所への持参。
- 申込・問い合わせ先 葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾート
〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50(葉山港管理事務所)
電話 046-875-1504

○ 募集の内容

区 分	施設名	艇の長さ	艇の幅	艇数
A:クルーザーヨット 又は モーターボート (係留)	本港 浮棧橋	10.5m以下	3.5m以下	1艇
B:クルーザーヨット 又は モーターボート (係留)	新港 浮棧橋	12.0m以下	3.5m以下	1艇

- 注) 1 今回募集するクルーザーヨットとは、帆走を原則とする船室を有する艇で、出入港の際の補助動力を有する艇とします。
- 2 今回募集するモーターボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供する推進機関を有する艇とします。
- 3 艇の長さ及び艇の幅は、船舶検査証書に記載されている長さではなく、係留時に艇に設置されている金具及び船外機等の附属品を含んで実測した艇の全長・全幅をいいます。

応募資格

- ・ 本人名義で艇を所有しているか又は所有する予定がある方(共同利用者含む)。
- ・ 本人又は同一世帯の方が、すでに葉山港で保管施設の利用承認を受けていない方(共同利用者も含む)。
- ・ 共同利用者も同一艇の共同所有権を有することが必要です。
- ・ 同一世帯及び同一艇からの申し込みは一通のみとし、複数の応募は無効となります。
(区分A(係留・本港浮棧橋)と区分B(係留・新港浮棧橋)を同時に応募することはできません)

<目次>

- 1 募集の申込みから抽選まで
- 2 当選後の手続
- 3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 4 募集の申込みに必要な書類
- 5 当選した場合に必要な書類等(利用承認申請書類)
- 申込書(裏面 共同利用者名簿)

応募に当たっては、条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申し込んでください。

1 募集の申込みから抽選まで

申込みの受付

- 受付期間 平成25年1月15日(火)～平成25年2月15日(金)
- 受付方法 郵送(平成25年2月15日(金)の消印のあるものまで受け付けます。)又は葉山港管理事務所への持参。
- 申込先等 別添の「葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集申込書」に必要な事項を記載のうえ、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートへ郵送(〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50)又は葉山港管理事務所に持参してください(午前8時から午後6時まで)。
 - ・ 応募書類は、お返しできません。
 - ・ 応募書類に不備がある場合又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

抽選番号通知

- 平成25年2月22日(金)までに応募者宛てに「抽選番号」を発送します。
 - ・ 平成25年2月22日(金)までに「抽選番号」の通知がない場合は、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートまでご連絡ください。
 - ・ 「抽選番号」を通知した後であっても、応募資格がないことが判明した場合には、抽選に参加できません。

抽 選

- 応募数が募集数を超えた場合は、抽選を行います。
 - ・ 抽選日時 平成25年2月28日(木) 午前10時から
 - ・ 抽選場所 葉山港管理事務所3階多目的室A(神奈川県三浦郡葉山町堀内50)
 - ・ 抽選は公開で行いますが、抽選会への出欠は当落に関係ありません。
- 抽選方法
 - ・ 当選者が辞退したときなどのために、一定数の「補欠順位」を抽選により決定します。
 - ・ 抽選日(平成25年2月28日(木))までの間に、さらに利用を廃止した同種の保管場所(施設名及び施設の規格が同じ場合に限り)が生じた場合は、それを各区分の募集数に加えて抽選を行います。
 - ・ 当選者が辞退した場合は、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- 抽選結果をお知らせする方法
 - ・ 抽選日(平成25年2月28日(木))の午後1時以降に、葉山港管理事務所掲示板に抽選結果を掲示するとともに、葉山港ホームページに掲載します。

<http://www.riviera-r.jp/hayama/>

- ・ 文書による通知 平成25年2月28日(木)以降に、応募者全員に抽選結果を通知します。
- ・ 電話による問い合わせにはお答えできません。
- ・ 当選者には、利用承認申請手続に必要な書類をお送りします。

2 当選後の手続

利用承認申請手続

- **平成25年3月15日（金）までに**、葉山港管理事務所に住民票を持参し、艇の搬入予定日をご連絡ください。
- 艇を搬入する日までに、利用承認申請書類（後述「5 当選した場合に必要な書類等」）を持参してください。

艇の搬入及び船長・船幅の実測

- 艇の搬入は、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートと日程調整のうえ、**住民票を持参した日以降平成25年3月29日（金）までに行ってください。**なお、土曜日、日曜日及び祝日は混雑しますので、できる限り平日に搬入するようにしてください。
- 艇を葉山港に搬入する際に、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した施設の規格内であるかどうかを確認します。
- 利用料(1年分)に相当する神奈川県収入証紙を購入して申請書に貼付してください。なお、神奈川県収入証紙は、葉山港管理事務所販売しています。

3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 応募書類に不備又は虚偽の記載があることが判明した場合、艇の「長さ・幅」が募集した施設の規格内でない場合、又は、上記の艇搬入期間内に艇を搬入して利用承認申請手続を行わない場合には、申込み又は当選を無効とします。
- (3) 施設利用に際しての主な条件は、次のとおりです。

利用できる者の範囲	利用を承認された者及び利用承認申請時に登録した共同利用者（※）並びにこれらの者の同伴者 （※共同利用者とは、小型船舶登録事項証明書に記載された当該艇所有権を有する方をいいます。）
艇の変更	艇の変更は原則として認めません。
名義変更	相続、合併などにより名義変更(地位の承継)を行う場合には、認められますが、権利の譲渡は原則としてできません。

- (4) 施設の利用承認期間は1年間ですが、継続のための利用承認申請を審査した結果、特別な支障がないと認められれば、継続利用できます。ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に1度も出港しなかった場合は、継続利用を承認できません。
- (5) 営利を目的として施設を利用したり、施設内外での艇を利用した営業行為を行うことはできません。
- (6) 休港日及び施設の利用時間は次のとおりです。

ア 休港日	火曜日（7月1日から8月31日までの間を除く）。ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)。 なお、平成26年3月31日までは休港日はありません。	
イ 施設の利用時間	7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び祝日	午前7時30分から午後7時まで

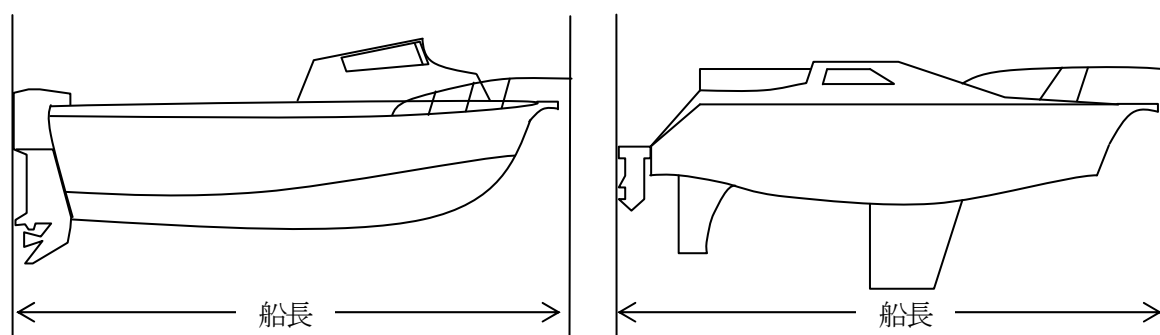
	その他の期間	午前8時から午後6時まで
ウ 窓口の受付時間	7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び祝日	午前7時30分から午後6時まで
	その他の期間	午前8時から午後5時まで

- (7) 施設の管理上必要がある場合は、利用を承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (8) 年間の利用料(平成24年12月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。
ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正された場合は、現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

【年間係留料 (抜粋)】

艇の長さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
6.0m以下のもの	340,680円	408,790円
6.0mを超え 6.5m以下のもの	442,770円	531,340円
6.5mを超え 7.0m以下のもの	492,540円	590,980円
7.0mを超え 7.5m以下のもの	546,570円	655,840円
7.5mを超え 8.0m以下のもの	606,100円	727,350円
8.0mを超え 8.5m以下のもの	684,250円	821,120円
8.5mを超え 9.0m以下のもの	766,560円	919,830円
9.0mを超え 9.5m以下のもの	827,610円	993,160円
9.5mを超え 10.0m以下のもの	887,290円	1,064,780円
10.0mを超え 10.5m以下のもの	946,520円	1,136,390円
10.5mを超え 11.0m以下のもの	1,005,750円	1,208,000円
11.0mを超え 11.5m以下のもの	1,064,980円	1,279,610円
11.5mを超え 12.0m以下のもの	1,124,210円	1,351,220円

- (9) 利用料の算定に係る艇の長さ(船長)は、下記の例のとおり、係留時に艇に設置されている金具及び船外機等の附属品を含んで実測した艇の全長とします。



4 募集の申込みに必要な書類

申込書	・この募集要項に添付されている「 <u>葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集申込書</u> 」に必要な事項を記載してください。 ・共同利用者については、裏面に記載してください。
返信用封筒	・ <u>2通</u> （抽選番号及び抽選結果を通知する際に使用します。封筒には、 <u>応募者の氏名、住所、郵便番号を記載</u> し、80円切手を貼ってください。）

5 当選した場合に必要な書類等（利用承認申請書類）

<平成25年3月15日（金）までに>

応募者本人の3か月以内に交付を受けた住民票（応募者本人の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）を葉山港管理事務所へ持参し、艇の搬入予定日をご連絡ください。

<艇を搬入する日までに>

次の書類を葉山港管理事務所へ持参してください。（郵送による申請はできません。）

なお、申請に際しては、当選した本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの）を必ず持参してください。

(1) 利用承認申請書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

(2) 添付書類

① 誓約書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

② 艇の横全景写真(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)

③ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの。)

④ 小型船舶の登録等に関する法律に規定する「登録事項証明書」の写し(その艇が、適法に航行できるものであること及び申請者がその艇の所有者であることを確認します。)

⑤ 海技免状の写し

⑥ 共同利用者全員の申請前3か月以内に交付を受けた住民票の写し(共同利用者の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)

(注) ④については、写しを提出していただくほか、受付の際に原本を提示していただきます。

葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集申込書

葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾート

代表取締役 渡邊 昇 殿

私は、葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集要項の記載内容及び応募資格等を了解のうえ、申し込みます。なお、この申込書に記載内容の不備又は虚偽の記載があるときは、申込み又は当選を無効とされても異議ありません。

平成 年 月 日

希望するバース (どちらか一方に○ をつけてください)	A 係留・本港浮棧橋 (艇の長さ 10.5m 以下)	受付番号	※
	B 係留・新港浮棧橋 (艇の長さ 12.0m 以下)		A - B -

ふりがな			
氏 名	(生年月日) 年 月 日		
住 所	〒 電話 ()		
上記以外 の連絡先	(名称) (所在地)	電話 ()	
共同利用者	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合には、申込者を除く全員の氏名を裏面に記入のこと) <input type="checkbox"/> 無		
艇 型	<input type="checkbox"/> メーカー・型式 () <input type="checkbox"/> 型式未定 (購入予定)		
船長 (実測)	m	船幅 (実測)	m
備 考			

(注) 返信用封筒 2 通を添付してください。(各々に 80 円切手貼付、宛先を明記のこと。)

※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿

1	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
2	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
3	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
4	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
5	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
6	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
7	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
8	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
9	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()

※9名まで登録することができます。